

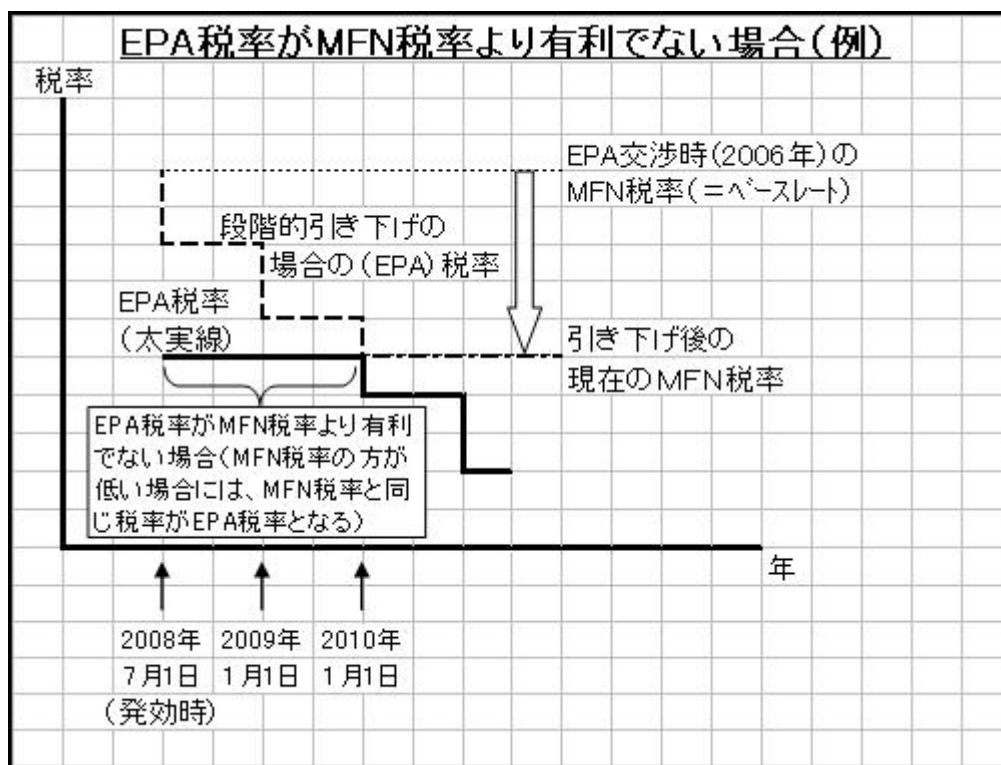
インドネシアに向けて日インドネシア経済連携協定（日インドネシア EPA）の下での
特恵税率（EPA 税率）適用予定貨物を輸出される皆様へ
（インドネシア政府による実行最恵国税率（MFN 税率）の引き下げについて）

経済産業省 通商政策局 経済連携課
2008年6月

日インドネシア経済連携協定（日インドネシア EPA）は2008年7月1日に発効し、インドネシアにおける関税引き下げの対象となった品目については、発効時から関税の引き下げが行われます。

このうち、段階的に関税の撤廃または引き下げを行う品目については、日インドネシア EPA 交渉が行われていた2006年当時のインドネシアの実行最恵国税率（MFN 税率）を基準（＝ベースレート）に関税の引き下げが開始されますが、その後のインドネシア政府による MFN 税率の引き下げにより、一部の品目で、EPA 税率が MFN 税率に比べて有利でない場合が発生します（下図参照）。

従いまして、インドネシアへの輸出に際しては、EPA 税率とともに、MFN 税率などを予めご確認下さい。



(注) 日インドネシア EPA においては、MFN 税率が、段階的引き下げの場合の (EPA) 税率より低い場合には、EPA 税率は、MFN 税率と同じ税率となります。

なお、日本貿易振興機構 (JETRO) では、上記の内容を含め、EPA の利用に関する広報、相談を行っております。